

令和4年度第一回の部会において構成員の皆様と共有すべき内容について、以下の通り情報提供いたします。出典は「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～（令和4年6月13日）」です。下線部は当職にて追記しています。

※厚生労働省ウェブサイト [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107941\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107941_00002.html)

まず、報告書における「障害者虐待の防止について」では、今後の取り組みは以下のように示されました。

9. 障害者虐待の防止について

(2) 今後の取組

(障害福祉サービス事業所等における虐待防止の取組の推進)

令和2年度の障害者虐待に関する実態調査において、養護者又は障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた障害者の約3割が行動に障害のある者であった。このため、強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、「I. 障害者の居住支援について」(2) 今後の取組（重度障害者の支援体制の整備）に掲げる取組を併せて進めていく必要がある。

同報告書での該当箇所は以下となります。(抜粋)

I. 障害者の居住支援について

(2) 今後の取り組み

(重度障害者の支援体制の整備)

○ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者の支援体制の整備が課題となっている。特に、地域における住まいの場であるグループホームにおける重度障害者の支援体制の整備が課題。

○ グループホームは、入所施設からの地域移行をより一層推進する観点から、障害者の重度化・高齢化に対応するための受入体制の整備を図っていく必要があるとともに、強度行動障害の支援はグループホームにおける個別的な支援がなじむ面がある。

障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として自治体又は社会福祉法人という公益性の高い主体が運営している。実際に入所している障害者へのサービス提供に当たっては、施設入所者の生活の質の向上を図る観点から、障害者の重度化・高齢化を踏まえた手厚い人員体制の整備を図りながら、強度行動障害者、医療的ケアの必要な障害者などのための専門的な支援も行っている。

上記を踏まえ、グループホームと障害者支援施設の役割を検討する必要がある。

○ グループホームにおいて、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等の特性に対応できる専門性を持つ人材配置を推進するための方策について検討する必要がある。強度行動障害の点数が特に高い者や高次脳機能障害を有する者など特に支援が必要な者を評価するための基準を検討した上で、報酬上の評価や支援体制の在り方について検討すべきである。

○ 日中サービス支援型グループホームについては、重度障害者への対応ができるよう、日中・夜間も含めた常時の人員体制を確保する類型として平成30年度に創設されたところである。

日中の時間帯をグループホーム内で過ごす場合に必要となる支援は対象者の状況に応じて様々であり、強度行動障害に対応できる人員体制や報酬が十分ではないとの指摘がある一方、日中の人員を配置することで支援の程度に関わらず一定の報酬が支払われる仕組みであることから、支援の必要性が乏しい者の日中の利用や適切な支援の実施について懸念される状況がある。

上記を踏まえ、日中サービス支援型グループホームの制度の在り方について検討すべきである。

- また、支援の質の確保について、障害福祉サービス全体とあわせて検討する必要がある。
- 強度行動障害を有する者への支援に際しては、強度行動障害は、生来的な障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる「状態」であり、児童期からの適切な支援や、本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得るものである点に十分留意して検討が進められる必要がある。また、強度行動障害を有する者に対して継続的に適切な支援を行うためには、グループホームや障害者支援施設など複数の事業所で支えていく仕組みが必要になる。

このため、グループホームや在宅で状態が悪化した強度行動障害を有する者に対し、環境を一時的に変えて、適切なアセスメントや環境調整を行った上で、本人の特性に合うよう環境調整した元の住まいや新たな住まいに移行するための集中的支援をグループホーム、障害者支援施設等で当該支援を行うための具体的方策について検討すべきである。

また、強度行動障害を有する者への支援に当たって環境調整が重要であることについて、施設長などの環境調整の権限を持つ者を含め支援者に伝わる方策を検討する必要がある。
  - 地域での受入が困難な強度行動障害を有する者への支援については、強度行動障害支援者養成研修の修了者に加え、適切な指導・助言ができる中核的人材の養成や外部機関による専門的助言の活用等、より専門性の高い人員体制を確保するための方策について検討する必要がある。
  - その他、強度行動障害を有する者をはじめとする重度障害者の地域生活を支えるサービスについては、訪問系サービスを含め、その支援の状況や地域ごとの課題の実態を把握しつつ、各種サービス等の在り方について検討する必要がある。

検討にあたり「強度行動障害は、生来的な障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる「状態」であり、児童期からの適切な支援や、本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得るものである点に十分留意して検討が進められる必要がある」という点を基本的な考え方とした上で、報告書内では日中サービス支援型グループホームを例とし、「強度行動障害に対応できる人員体制や報酬が十分ではない」点と、「支援の質の確保について障害福祉サービス全体とあわせて検討する必要がある」点が強調されています。

これらをふまえ、国において今後検討されるポイントは以下のようになります。

- ① グループホームにおいて、強度行動障害の特性に対応できる専門性を持つ人材配置を推進するための方策
- ② 強度行動障害を有する者への支援に当たって環境調整が重要であることについて、施設長などの環境調整の権限を持つ者を含め支援者に伝わる方策
- ③ 状態が悪化した強度行動障害を有する者に対し、環境を一時的に変えて、適切なアセスメントや環境調整を行った上で、本人の特性に合うよう環境調整した元の住まいや新たな住まいに移行するための集中的支援をグループホーム、障害者支援施設等で当該支援を行うための具体的方策
- ④ 地域での受入が困難な強度行動障害を有する者への支援については、強度行動障害支援者養成研修の修了者に加え、適切な指導・助言ができる中核的人材の養成や外部機関による専門的助言の活用等、より専門性の高い人員体制を確保するための方策

以上、障害者総合支援法改正法とその見直しにおける報告書からの抜粋ですが、当部会としてもこういった国の動きを踏まえ、今後の議論の柱の一つとしていただければと思います。